

【事案 22-145】 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

募集人から元本割れしないと説明を受け加入したが、実際は元本割れとなる定期付養老保険となっていたことから、契約を無効とし既払込保険料の返還を求めたもの。

<申立人の主張>

昭和 57 年 6 月、募集人から勧められ、養老保険のつもりで加入したが、実際は元本(払込保険料)割れする定期付き養老保険であった。また、勧誘時に次のような不適切な募集行為があったので、契約を無効として、既払込保険料に利息を付けて返還して欲しい。

- (1) 募集人は勧誘時、パンフレットを提示せず、商品は養老保険で元本割れしない、養老保険の利率は 5% で、最初と 2 回目の保険料は負担するとの説明を受けた。
- (2) 申込書記入時に、保険金額・元本割れのリスクなど、具体的な保険商品の説明がなかった。元本割れする商品との説明があれば契約はしなかった。また、「約款」は後日郵送されてきた。

<保険会社の主張>

下記の理由により、募集人に違法な募集行為や説明義務違反はなく、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人は、申込書に自署していることを認めており、申立契約が定期付養老保険であることは「保険証券」「ご契約のしおり 定款・約款」等にも記載されている。
- (2) 契約は約 30 年にわたり有効に継続しており、契約内容については、平成 6 年から毎年通知している。
- (3) 本件保険契約について、多数回の貸付ならびに貸付返済の経緯がある。
- (4) 募集人に事実確認したものの、申立人が主張するような不適切な取扱いがあった事実は確認できなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された書面等の内容に基づき双方の主張を審理したが、本件については、下記理由により、裁判所における訴訟手続によることが適切であり、厳密な証拠調手続をもたない当審査会において裁定を行うには適当でないと判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 (4) により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件は、募集人が満期時受取金額が確実に払込保険料総額を上回るという虚偽の事実あるいは不確定な事実を述べ、申立人を錯誤に陥れて契約を申込みさせたか否かが争点であるものの、提出された客観的な証拠では事実認定が困難である。
- (2) これを判定するには当事者の供述に依らざるをえないが、契約から 30 年近く経過している現状において、双方の主張のみで事実関係を明らかにすることは困難である。